

令和6年9月11日

お客さま各位

沼津信用金庫

当座預金払戻請求書の新設と当座預金新規口座開設の停止について

平素は沼津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年6月に政府から公表された成長戦略実行計画に「2026年度末までに約束手形の利用停止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれており、金融業界では「手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

これを踏まえ、当金庫ではインターネットバンキングおよびでんさいネット取引で対応出来ない取引を対象とし、手形・小切手による決済機能の代替手段として、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱いを開始いたします。

また、併せて当座預金の新規口座開設の停止をさせていただくことといたしました。改定日以降に新規に事業資金にかかる預金口座の開設を希望される場合は、「普通預金口座」もしくは「無利息型普通預金口座」のいずれかをご利用ください。

今後とも更なるサービス向上に努めて参りますので、引き続きお引き立てをお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和6年10月1日（火）

2. 払戻請求書による当座預金からの払出し方法

当金庫所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、当座勘定入金帳・小切手帳等の口座番号が確認できる書類を提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、払戻が可能となります。なお、ご利用は「WEB-FB サービス」をご契約いただいているお客さまに限定させていただいております。詳細はお取引店にお問合せください。

なお、引続き小切手での払戻しも可能です。

3. 電子的な決済方法への移行推奨

当金庫では、手形・小切手に代わる電子的な決済方法として、「インターネットバンキングによる振込」や「でんさいネットサービス」への移行を推奨しております。

是非ともご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上